

駐車施設設置義務判定・算定シート

①～⑦の順に入力・確認をします。

① 駐車場整備地区ですか はい ・ いいえ （「はい」の場合荷さばき用の検討が必要）

※計画敷地が適用地区の内外にわたる場合、敷地の過半を占める地区又は地域で判断します。

② 用途地域は何ですか 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ それ以外

※計画敷地が適用地区の内外にわたる場合、敷地の過半を占める地区又は地域で判断します。

③ 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域のいずれかに該当する場合、下表に床面積を記入
建築物の用途ごとの床面積（駐車施設の部分を除く、計算途中は小数点以下第3位を四捨五入）

記号	用途	床面積（㎡）
a	店舗部分の床面積	
b	事務所部分の床面積	
c	倉庫部分の床面積	
d	その他の特定用途の床面積	
e	特定用途部分の床面積の合計（a+b+c+d）	
f	非特定用途部分の床面積の合計	
g	建築物の延べ面積（e+f）	
h	b>10,000㎡のときのb以外の床面積の合計（a+c+d）	
i	b>10,000㎡のときの緩和後の事務所部分bの床面積	
m	緩和係数K算定のための床面積（特定用途部分※+非特定用途×1/2）	

※事務所部分が1万㎡を超える場合は（h+i）、それ以外の場合（e） ※小数点第3位以下四捨五入

④ 駐車施設の附置の要否 ⇒ 要 ・ 否

・判断基準： 特定用途のみまたは混合用途の場合 e(またはh+i)+f/2>1,000㎡、
非特定用途のみの場合 f/2>2,000㎡

⑤ 荷さばき用の駐車施設の要否 ⇒ 要 ・ 否

・判断基準： 駐車場整備地区内で、e（またはh+i）が2,000㎡を超える建築物

荷さばきのための駐車施設の附置台数算定（各部分の床面積を各除数で割ります。）

記号	用途	床面積（㎡）	除数（㎡）	台数（台）
a	店舗部分		3,000	
b	事務所部分		5,000	
c	倉庫部分		1,500	
d	その他の特定用途の部分		4,000	
p	合計			

⑥ 駐車施設の必要台数確認

必要附置台数合計		台	（j又はnの小さい方）
上記附置台数のうち荷さばき車両用スペース		台	（p又はqの小さい方）
上記附置台数のうち車いす利用者用スペース		1 台	（必ず最低1台必要）

⑦ 設置予定台数を入力してください。

駐車施設の種別	台数	判定
一般車両用スペース		台 OK ・ NG
荷さばき車両用スペース		台 OK ・ NG
車いす利用者用スペース		台 OK ・ NG
附置台数合計		台

附置台数の算定

$$\frac{e \text{ または } h+i}{150} + \frac{f}{450} = \frac{\quad}{\quad} + \frac{\quad}{\quad} = j$$

事務所面積が1万㎡を超える場合の緩和

緩和後の事務所面積 i の算定

イ. 1万㎡を超え5万㎡以下の部分
（bが1万㎡を超える場合のみ記入、bが5万㎡以上の場合50,000）
$$\left(\frac{b}{10,000} - 1 \right) \times 0.7 = b' \text{ (㎡)} \rightarrow b'$$

ロ. 5万㎡を超えて10万㎡以下の部分
（bが5万㎡を超える場合のみ記入、bが10万㎡以上の場合100,000）
$$\left(\frac{b}{50,000} - 1 \right) \times 0.6 = b'' \text{ (㎡)} \rightarrow b''$$

ハ. 10万㎡を超える部分
（bが10万㎡を超える場合にのみ記入）
$$\left(\frac{b}{100,000} - 1 \right) \times 0.5 = b''' \text{ (㎡)} \rightarrow b'''$$

$$i = 10,000 + b' + b'' + b''' = \frac{\quad}{\quad} \text{ (㎡)}$$

延べ面積gが6,000未満の場合の緩和

緩和係数Kの算定

$$K = 1 - \frac{1,000 \times (6,000 - g)}{6,000 \times m - 1,000 \times g}$$

$$= 1 - \frac{6,000}{6 \times \frac{m}{1,000} - g} = K$$

緩和後の附置台数の算定

$$j \times K = n$$

延べ面積eが6,000未満の場合の荷さばき用駐車施設台数の緩和

緩和係数kの算定

$$k = 1 - \frac{6,000 - e}{2e}$$

$$= 1 - \frac{6,000}{2 \times \frac{e}{1,000}} = k$$

緩和後の附置台数の算定

$$p \times k = q$$

特例用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踊場、遊技場、体育館、百貨店その他の店舗、病院、事務所、卸売市場、倉庫、工場

非特定用途：寺社仏閣、共同住宅、駅舎等、特定用途以外の用途